

健発0114第3号

平成22年1月14日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準  
の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付け健医発第1371号。以下「基準通知」という。）により実施されているところですが、第171回国会において成立した臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）のうち、親族への臓器の優先提供に関する規定は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）から施行されることとなっております。

このため、基準通知の別添2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）を改正し、親族（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第2の1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）が移植希望者（レシピエント）選択において優先順位の第一位となるよう改めることとしました。

また、併せて、基準通知の別添1中「＜脾臓＞臓器提供者（ドナー）適応基準（心停止下）」の一部を改正することとしました。

これらの改正は、平成22年1月17日から施行することとし、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対して周知につきまして御配慮願います。